

平成21年5月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成21年5月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成21年5月7日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第5号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第6号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について  
議案第7号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について  
議案第8号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
  - 6 その他
    - (1) 市川市虫歯予防大会について
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第5号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第6号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について  
議案第7号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について  
議案第8号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
  - 2 その他
    - (1) 市川市虫歯予防大会について
- 5 出席委員 宇田川 進  
吉岡 博之  
五十嵐 芙美子  
中村 ふじ江  
田中 庸惠
- 6 出席職員、職・氏名  
教育次長 伊藤 惠津子 教育総務部長 原 健二  
学校教育部長 山崎 繁 生涯学習部長 田口 修

|          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 教育総務部次長  | 栗原 久則  | 学校教育部次長  | 古山 弘志  |
| 生涯学習部次長  | 角来 富美枝 | 教育政策課長   | 山田 修一  |
| 人事福利担当室長 | 田米開 豊  | 就学支援課長   | 西村 享   |
| 教育施設課長   | 渡邊 静男  | 義務教育課長   | 藤間 博之  |
| 指導課長     | 川口 知子  | 保健体育課長   | 押田 敏郎  |
| 教育センター所長 | 川添 茂   | 生涯学習振興課長 | 齋藤 忠昭  |
| 地域教育課長   | 浅岡 裕   | 青少年育成課長  | 曾根 洋次郎 |
| 公民館センター長 | 堀切 公雄  | 中央図書館長   | 露木 芳輝  |
| 自然博物館長   | 西 博孝   |          |        |

## 7 事務局職員、職・氏名

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 教育政策課 | 主 幹 | 山田 浩一 |
| 〃     | 副主幹 | 谷内 弘美 |
| 〃     | 主 任 | 堀 優子  |

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成21年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、田中教育長を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第5号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

資料は、お手元の資料1ページから3ページでございます。市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について、委員会の議決をお願いいたします。提案理由でございますが、市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、次の委員について、人事異動に伴い委員としての要件を満たすことができなくなったため、3名の委員が解嘱となります。それに伴い残任期間につきまして、委員を新たに委嘱するため提案させていただくものです。解嘱委員は、3号委員、市立の小中学校長からのうち、元市川市立柏井小学校長、川添茂委員につきましては、人事異動によるものでございます。また、4号委員、市長部局職員の元街づくり部都市計画課長、田村恭通委員並びに元道路交通部道路建設課長、西宮晴夫委員につきましても人事異動によるものでございます。後任の委員は、3号委員には市川市小中特別支援学校校長会連絡協議会から推薦いただきました市川市立新井小学校長、京極敬之委員でございます。4号委員には、市長部局職員で街づくり部及び道路交通部よりそれぞれ推薦いただきました都市計画課長、福田裕委員、道路建設課長、田村恭通委員でございます。委嘱期間は、本委員会で議決のあった日から前委員の残任期間である平成21年7月16日まででございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。ご異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第6号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

提案理由でございますが、本議案は学校教育法の一部改正により、学校に置くことができる職として新たに副校長が加わったことに伴い、副校長の職務等について定めるほか、関係条文の整備を行う必要があるため、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正するものでございます。今回の改正に伴い、公立の小中特別支援学校等に校長の職務の一部を代行し、校長を補佐する副校長という新たな職種を設置することにより、学校における組織運営体制や指導体制の確立をはかるものとされました。そのために、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するものでございます。お手元の資料4ページから7ページをごらんください。なお、新旧対照表が8ページから10ページにございますので、あわせてごらんください。まず1つ目は、第2条第2号中にあります「教頭」を「副校長、教頭」に改める。2つ目に、第4条第1項第1号の表中、「教頭」は、「校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ、児童又は生徒の教育をつかさどる。」を「副校長」は、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」及び「教頭」は、「校長（副校長を置く学校にあっては校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ、児童又は生徒の教育をつかさどる。」に改め、同条第2項中の「校長」の次に「（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）」を加え、「その」を「校長の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。「2 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。」3つ目に、第28条第1項第2号の中にあります「学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条」を、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条」に改める。4つ目に、第35条中にあります「校長は」の次に「、副校長」を加える。5つ目に、第39条第2項中にあります「大学院修学休業」の次に「、自己啓発等休業」を加える。さらに、その他といたしまして組織編制報告書の第9号様式の区分において新たな欄を加えるものでございます。1つ目は、様式第9号中の「実働教員B」の区分に「副校長」の欄を加える。2つ目は、様式第9号中の「校外教職員J」の区分に「自己啓発等休業」の欄を加える。3つ目は、様式第9号中の「非常勤等K」の区分に「育短任期付職員」の欄を加えるものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

ここに、『自己啓発等休業』を加える」と書いてあるのですが、これは新たに加わった部分ですね。自己啓発等休業というと、例えばどのような休

業か教えていただけますか。

○ 義務教育課長

本務に係る研修以外で、ある意味ではボランティア的なものを含めて、本人が自己啓発のために大学等に休業して行きたいと言った場合にとることができるものでございます。

○ 五十嵐委員

法的な自己啓発とはこういうことで、だれが認可してとか、そういう説明は、またどこかにあるのですか。

○ 義務教育課長

はい。

○ 五十嵐委員

むやみにとるのも問題でしょうから。1カ月以内とか期限はあるのですか。

○ 義務教育課長

「職員の自己啓発等休業に関する条例」で詳しく規定されておりますが、原則的に2年間ですが、必要に応じて3年を超えない範囲で認められます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。

○ 吉岡委員

副校長の任命はだれがするのですか。

○ 義務教育課長

県の教育委員会が行います。

○ 吉岡委員

校長に何かあった場合に副校長が副校長の職務のまま代理するわけでしょう。そのときに2名いた場合、ここに「校長が定めた順序で」とあるのですけれども、これは校長が定めることができるのですか。任命権は県にあるのに、順序は校長が定めるわけですか。

○ 学校教育部次長

副校長、教頭も含めて、現実これから複数というのも出てくる可能性はございます。現在も教頭が複数いるところはございまして、いずれにしても、県が任命しますが、どちらを第一教頭、どちらを第一副校長というのは、校長が自分の学校の職員ということで順番を決めることができます。その中で職務代理も第一副校長が職務代理の第1という形で順番が決まっていくようになると思います。

○ 宇田川委員長

この組織編制報告書は、定期的に出すのか、それともその都度変更があった時点で出すのか、どちらなのでしょう。

○ 義務教育課長

この組織編制報告書につきましては、年に1回、市の教育委員会から県教

育事務所に提出しております。

○ 宇田川委員長

年1回報告をするということによろしいわけですね。

○ 義務教育課長

はい。新たに職が加わりましたので、この表が変わったと今のところ認識しております。

○ 宇田川委員長

わかりました。

○ 五十嵐委員

この編制表が学級数とかの基本台帳になっているということですか。

○ 義務教育課長

5月1日現在の教職員の数に連動しているものでございます。

○ 吉岡委員

5ページの副校長と教頭の枠に入っているものをよく見ると、職務のいろいろな規定があるのですけれども、「副校長」は、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」のですよね。でも、教頭は命も何も受けなくて「助け、校務を整理し、及び必要に応じ、児童又は生徒の教育をつかさどる」と書いてある。校長が何も命じなければ、副校長はいなくてもいいのではないのかと思えますが、この文章は国で決められているのですか。

○ 義務教育課長

国で決めたものです。

○ 吉岡委員

副校長と教頭の違いが余りはっきりしませんね。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第7号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 教育センター所長

資料は11ページから13ページでございます。提案の理由といたしましては、市川市心身障害児就学指導委員会条例第4条第1項第2号及び第3号に定める委員のうち、4名の委員を人事異動等に伴い新たに委嘱する必要があるためでございます。なお、12ページに解嘱委員と委嘱委員の氏名並びに役職名等を記載させていただきましたので、ごらんください。解嘱委員といたし

ましては、第1号委員として星龍雄委員、第2号委員として杉本和隆委員、第3号委員として千葉晃委員並びに小川雅夫委員でございます。解嘱理由につきましては、星委員につきましては、ご本人からのご辞退の申し入れによるもの、他の3名の委員につきましては、このたびの人事異動に伴うものでございます。委嘱委員といたしましては、第1号委員として有本恭三委員、第2号委員として林克幸委員、第3号委員として高柳ふみ委員並びに渡邊昌夫委員となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第8号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 公民館センター長

資料は14ページから15ページです。公民館運営審議会委員は、社会教育法第29条の規定によりまして、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものでございます。今回、市川市公民館運営審議会委員の任期が平成21年6月4日をもって満了することに伴いまして、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第12条の規定に基づきまして、新たに委員の委嘱を必要とするため、ご提案させていただくものでございます。任期は委員会で議決の後、任期満了日の翌日から2年間でございます。なお、委嘱予定委員10名のうち、再任の委員は7名、新たに委嘱する委員は3名となっております。その内訳は、男性の委員が6名、女性の委員が4名となっております。平均年齢は60.9歳でございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)市川市虫歯予防大会について説明してください。



○ 保健体育課長

資料の16ページ、平成21年度第35回市川市虫歯予防大会開催要領をごらんください。歯科疾患の早期発見、早期治療を促し、広く市民に対して歯の大切さの認識を高め、身体健康保持、増進に寄与することを目的としております。市川市におきましても8020運動を推進しておりますので、引き続き進めていくこととしたいと考えております。主催は市川市歯科医師会及び市川市教育委員会となります。共催としまして市川市学校保健会、市川健康福祉センター（市川保健所）となっております。日時ですけれども、ポスター等の作品展示につきましては、平成21年5月30日土曜日から6月7日日曜日まで、児童生徒の健歯審査会につきましては、6月3日水曜日、午後1時50分より。引き続きまして、同会場で表彰事業を3時15分からとり行いたいと考えております。会場につきましては、生涯学習センターをお借りすることとしております。6番の内容ですけれども、健歯児童生徒の審査会、ポスター等の表彰、作品の展示等を考えております。健歯児童生徒の審査につきましては、市川市歯科医師会に依頼しております。最後に、表彰事業の来賓といたしまして、現在の予定でございますが、市川市長、市川市医師会副会長、千葉県市川健康福祉センター長、市川市小・中・特別支援学校校長会連絡協議会会長、市川市PTA連絡協議会会長の出席という予定で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上でございますが、委員の皆様から何かございますか。

○ 保健体育課長

委員の皆様の上に定例教育委員会の資料として新型インフルエンザ対応についての概要をお配りしてございますので、この件に関しましてご説明をさせていただきたいと思っております。これまで危機管理課等々と連携しながら進めてまいりましたが、4月27日月曜日より、表立っての対応を進めてまいりました。27日につきましては、当初「ブタインフルエンザ」ということで報道がなされましたので、その名称で使わせていただきましたが、このことに関するQ&Aを学校に送付させていただきました。給食関係で国産品以外の豚肉の使用があるかどうかを各学校に調査いたしました。その結果、本市における給食食材の中における外国産の豚肉の使用はございませんでした。また、連休中、海外旅行の予定者の児童生徒、家族がある場合には、児童生徒の健康観察を今後徹底してもらうように各園長・校長に伝えたところでございます。続きまして、28日ですけれども、危機管理部、保健スポーツ部、市川健康福祉センター等々から情報を集めました。また、県の所管課は学校安全保健課になりますけれども、こちらのほうからもその段階での情報を集めました。就学支援課より私立幼稚園と市立幼稚園への関係する連絡をしていただきました。これらの情報をもとに、新型インフルエンザ対応について園

長・校長に、この時点ではフェーズ4という判断がWHOから出されておりましたので、この段階での保護者への文書（案）を各学校に送付しまして、感染予防について、手洗い、うがい、必要に応じてマスクの着用についての周知を行ったところです。この件に関しては発熱相談センター、市川健康福祉センターが窓口であることを記載しております。その翌日になって、ハム、ベーコン、ソーセージの使用に当たって、原産地がメキシコというものもございました。確認しましたところ、それぞれ加熱をして調理に当たっているということで、71度以上の加熱処理があれば支障がないということで情報をいただきましたので、各学校には連絡いたしました。ただし、メキシコ産等々の部分については、安心できる産地のものを使用するように学校には伝えたところです。近隣市の動向ですけれども、船橋市、浦安市ともに対策会議が設置されたということです。続きまして、4月30日ですけれども、フェーズ4からフェーズ5に移行ということで、WHOが報道いたしましたので、このことに関して対策会議を持ちました。教育次長以下各部長、次長、課長、所長にも集まっていただきまして、その中で大型連休中の対応その他含めて協議、確認をしたところでございます。5月1日ですけれども、この大型連休中に市川市の体育協会が主催する大会があるということが判明いたしましたので、体育協会の会長に、この間に仮に県内で発症者が出た場合には、大会の延長もしくは中止という指示を出していただきますようにということで連絡をし、スポーツ課長にも同様の旨を依頼したところでございます。発症者が出た場合、生涯学習部所管の学童保育クラブですとか、ビーイングですとか、公民館その他公的な施設の対応策についても、ストップするという旨の連絡を協議いたしました。また、教育長を初め、教育委員会の各部長等による協議も同様にして進めさせていただいております。県内で発症者が出た場合には、国も県も休校という措置がとられておりましたけれども、国も緩和措置をとっているという情報がありましたので、県も恐らくそれに従う模様でございますので、本市としても情報を十分に収集しながら、足並みをそろえながら対応していくこととなります。市内の保護者が不安に考えているところがございますので、改めて学校長あてに、今後、県内に発症者が出て学校が休業の措置をとるような場合にはということで、現在、対応策について文案を検討しているところでございます。以上でございます。

○ 吉岡委員

子どもが海外に行った場合はこの説明で足りるのですけれども、例えば、お父さんが発症地へ行かれて帰ってきた場合、その家の子どもは登校させるべきかどうかということが問題になります。その辺りはどんなふうに指導されているのですか。

○ 保健体育課長

すべて共通理解しているわけではございませんけれども、出張した父親と

子どもがまだ接触をしていないのであれば登校して構わないとは思いますが。

○ 吉岡委員

私は私立と公立の校医をやっていますが、実際にそのような問題が起こったのです。お父さんが行って帰ってきて、もう接触していて、養護の先生に、その生徒をどうしたらいいのですかと聞かれたのです。お父さんが行って帰ってきた場合に、潜伏期ではわかりませんよね。けれども、潜伏期でもうつります。その場合、ある学校では来るな、ある学校では大丈夫だと言ったら問題があるでしょう。統一した対応を決めておいたほうが良いように思います。

○ 保健体育課長

この新型インフルエンザに関して、発熱等々の心配がある場合には、発熱相談センター、もしくは市川健康福祉センターが窓口になって、その相談をまず受けていただいて、適切な判断を保護者に出していただくということになるかと思えます。現在のところ、窓口は大きく2つございますが、そちらと相談していただいたほうがよろしいかと思えます。

○ 吉岡委員

先ほどの場合でも、保健所に聞いて保健所の言うとおりにしたほうが良いですと養護の先生には言ったのですけれども、それだったらそれで、そういう場合は必ず保健所に聞くようにということを学校に徹底しておいたほうが良い。赴任して行く人はたくさんいますから、これからも起こる可能性があるのですけれども、帰ってきたときのお子さんを登校させていいかどうかは問題ですね。保健所では、そこら辺は非常にあいまいになっているようです。お父さんが完全に発症したということになると、すぐ指示して、子どもについても来させなくするというところで、発症してからということ言っているようです。

○ 保健体育課長

これまで学校にお配りした通知文等々の中に、相談の窓口が先ほど言った2つであるということは盛り込んであるのですけれども、今回また通知する文書がございますので、その中に改めて加えさせていただきたいと考えます。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成21年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時36分閉会)

署 名 委 員

委 員 長

宇 田 川 進

委 員

五 十 嵐 芙 美 子

委 員

田 中 庸 恵